

# 後期高齢者医療広域連合議会(2022年7月19日)

## 後期高齢者議会7月臨時会について

- 一、後期高齢者医療広域連合議会臨時会が7月19日午前10時からメルパルク名古屋で開催されました。
- 一、5月の各自治体での議員の所属委員会等の変更に伴い広域連合議会議員の変更があり、臨時会で議会人事や議案の審査が行われました。
- 一、広域連合議会には日本共産党から、さいとう愛子(名古屋市)と伊藤建治(春日井市)の2議員が選出されています。
- 一、連合長は昨年5月から太田稔彦豊田市長に、副連合長は今回、成瀬敦幸田町長を再任しました。

議長には中根武彦議員(岡崎市)、副議長に吉岡正修議員(名古屋市)が選任され、議選の監査委員に稲葉民治議員(常滑市)を選出しました。識見の監査委員は後藤道夫氏(元名古屋市職員)が継続して就任しています。

- 一、議案2件は、窓口負担引き上げの広報のための補正予算案とコロナによる収入減に対する保険料減免措置の継続・拡大の条例改正案の専決処分の承認案で、さいとう議員が議案質疑を行いました。
- 一、日本共産党は、補正予算案に反対しました。

## 後期高齢者広域連合での議案に対する態度(2022年7月19日)

愛知県後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会(2022年7月19日)

議案	各議員の態度		結果	内容
	共産党	他議員		
正副議長の選挙	○	○	可決	議長：中根武彦(岡崎市) 副議長：吉岡正修(名古屋市議、港区、公明)
副連合長の選任	○	○	可決	成瀬敦(幸田町長)
監査委員の選任(議選)	○	○	可決	稲葉民治(常滑市議)
2022年度一般会計補正予算(第1号)の専決処分(6月17日専決)	●	○	可決	補正額454万円。10月からの窓口負担引き上げの周知広報用ポスター・リーフを医療機関に送付する費用の不足に対応するため。全額国費。
愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分(6月16日専決)	○	○	可決	新型コロナの影響で収入減少した場合の保険料減免の対象を拡大する。2020年度の保険料で2020年4月1日～2022年3月31日の納期を対象にしていたものは、2021年4月1日～2023年3月31日の納期対象に、2021年度分は2021年4月1日～2022年3月31日の納期までの分は2021年4月1日～2023年3月31日にする。新たに2022年度分は2022年4月1日～2023年3月31日も対象とする。

態度：○=賛成 ●=反対

日本共産党以外の全議員は同じ態度でした。

## 一般会計補正予算に関する質疑(2022年7月19日)

10月からの窓口負担引上のお知らせが遅すぎる。負担増の中止こそが高齢者の願い

さいとう愛子議員



### 一般会計補正予算の専決処分(窓口負担の見直しPR費用の増額)について

【さいとう議員】今年10月1日から施行される窓口負担の見直しについて、周知・広報用のポスターなどを医療機関などに送付するための補正予算を専決処分したことの承認を求める議案です。

### そもそもの当初計画はどうだったのか

【さいとう議員】当初予算では、周知・広報に要する費用として、何をどのように計上していたのか。

その内容をお聞きします。

**制度変更で保険証の更新が2回、1回目は有効期間が2カ月などを広報、コールセンターの設置、ポスター掲示などを予算化**

【総務課長】被保険者証の更新を例年1回のみだが、本年度は、全被保険者(約102万人)に2回更新を行うことにした。1回目の8月の更新では、窓口負担の見直しを含む制度の概要をまとめた小冊子と、10月1日からの制度改正に伴い被保険者証の更新が

2回行われること、1回目の被保険者証の有効期限が2カ月と短いことなどを知らせるリーフレットを7月中に全被保険者に送付する。

2回目の10月の更新では、2割負担となる約23万~24万人全員に窓口負担の見直しに関するリーフレットを同封する。この冊子等の作成費用等は当初予算で資格賦課管理費の被保険者証作成等業務委託料の一部として計上されている。

被保険者や住民への周知・広報として、負担割合の見直しや被保険者証、負担割合等に関する様々な問い合わせに対応するためのコールセンターを7月から12月まで開設、当初予算では資格賦課管理費のコールセンター運營業務委託料として計上している。

本広域連合が例年、県内の約15,000カ所の医療機関や市区町村の窓口配布するパンフレット・ポスターでも窓口負担割合の見直しに関する内容を記載し、周知・広報を行う。当初予算の啓発費で啓発パンフレット作成等業務委託料として計上されている。

### 予算が不足した理由は何か

【さいとう議員】「窓口負担見直しの医療機関等における周知広報に要する費用（ポスター・リーフレットの送付に関する費用）の不足が見込まれる」とありますが、なぜ不足することとなったのか、その経緯をお聞かせください。

重要なお知らせです。必ずお読みください。

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ



被保険者証の有効期限にご注意ください

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

①現在ご使用中の被保険者証は  
令和4年(2022年)7月31日まで使えます。

◆今使っている被保険者証は、8月1日以降はご使用にならないでください。

②今回交付している被保険者証は  
令和4年8月1日から9月30日まで使えます。

◆今年度は、10月1日から、再度被保険者証が変わります。  
◆今回交付した被保険者証は、10月1日以降はご使用にならないでください。

③令和4年10月1日からの新しい被保険者証は9月に交付します。  
新しい被保険者証は令和5年7月31日まで使えます。

◆10月1日から使える被保険者証は、市区町村から9月下旬ごろに交付します。  
◆一定以上の所得がある一部の方は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。

※2割の対象者は、課税所得が28万円以上かつ[年金収入+その他の合計所得金額]が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の方(被保険者全体に占める割合は約20%)。  
※現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

あいち後期高齢者医療コールセンター 0570-011-558 または  
都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または  
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。  
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、  
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。



## 詳細不明のため当初予算に計上しなかったため

【総務課長】今回の補正は、厚生労働省の依頼で住民に周知・広報を図るため、厚生労働省の全国統一のポスター及びリーフレットを、広域連合から公的機関や医療機関・高齢者関係施設等に送付するもの。

このポスター等の送付は、昨年度に厚生労働省から各広域連合に示されていたが、事業費の積算に必要なポスター等の仕様や送付箇所、送付枚数等の詳細が厚生労働省から示されなかったため、当初予算への計上を見送った。本年6月に厚生労働省からポスターの仕様や送付箇所、送付枚数の詳細が示されたので、この費用の予算の補正を行った。

## ポスター掲示などは自ら遅れを招いたもの

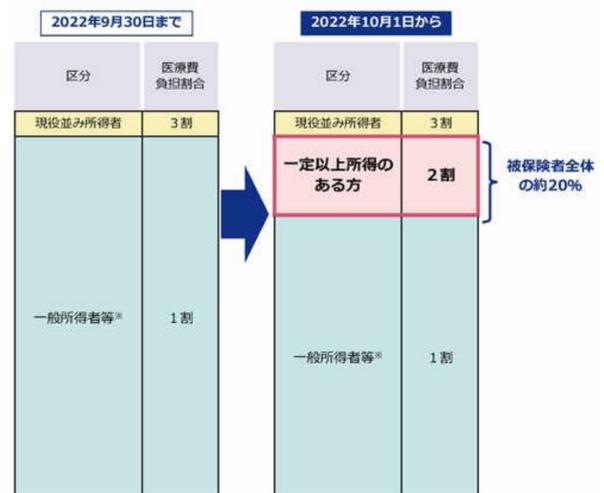
【さいとう議員】今年の10月1日からの窓口2割負担の実施日が決まったのは、今年の1月でした。そのため、今年だけは、被保険者証を2回送付することになる、1回目に、8月9月と2カ月だけ使う保険証を送り、そのあと2回目、10月から来年7月31日までの保険証を送るとの説明だが、高齢者の方が混乱しないかと危惧します。



厚生労働省作成のポスター等の送付についての具体的な詳細が厚生労働省からこなかったため、当初予算へ計上できず、6月に指示があり、予算の補正を行ったとのことだが、周知広報が非常に遅れる事態を招いていると言わざるをえません。

## 対象者が2割負担になることを知るのはいつになるのか、広報の計画は(再質問)

【さいとう議員】被保険者の方々の立場からお尋ねしますが、被保険者自身が2割負担となると知るのはいつごろで、どのようにして知ることになるので



すか。全被保険者への周知スケジュールはどのようなになっていますか。

### 9月交付の被保険者証で確認できる。早く知りたい人はHPやコールセンターで

【総務課長】窓口負担割合は、被保険者証で知らせることになっており、2回目に交付する被保険者証に記載する。2割負担かどうかは、9月に交付される被保険者証で確認することになる。

その前にも、どのような場合に2割負担となるかは、本広域連合のホームページや市町村の窓口等で確認することも可能で、コールセンターへの問い合わせでは、個別に対応する。

見直しの施行時期が10月1日と決定したのは、本年1月で、2月からホームページへの掲載及び市町村窓口でのリーフレットの配布で周知を図っている。市町村には、2021年度中に市町村の広報誌に掲載してもらうよう依頼し、愛知県の「広報あいち2月号」として新聞紙上にも掲載した。2022年度に入ってから、6月に本広域連合で作成したポスター及びパンフレットを医療機関等に送付した。

7月に被保険者証の1回目の更新で、小冊子及びリーフレットを同封し負担割合の見直しを周知するとともに、コールセンターを開設している。

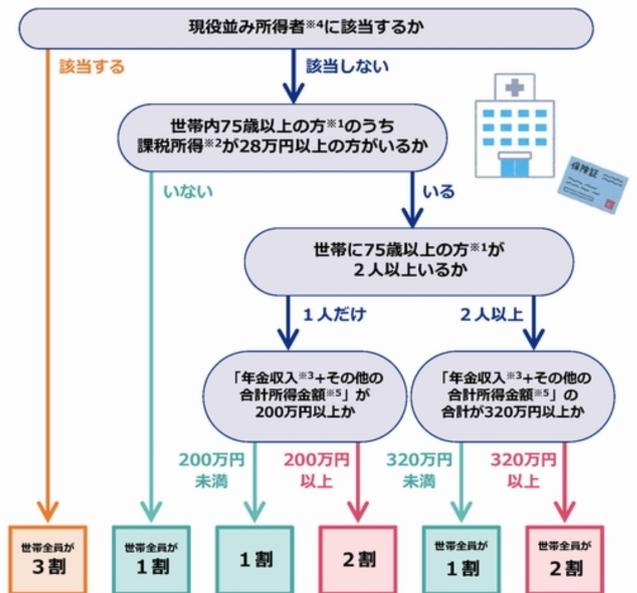
この補正予算による周知・広報として、厚生労働省から送付されるポスター等を、公的機関や医療機関・高齢者関係施設等に配布する予定です。

### ポスター・リーフレットの発送予定は(再質問)

【さいとう議員】医療機関等へポスター・リーフレットはどのようなスケジュールで発送されることになるのですか。

### 8月中旬に届くように発送したい

【総務課長】厚生労働省からは7月下旬に広域連合に配布される予定で、医療機関等には遅くとも8月



中には届けてほしいと依頼されている。送付先が約22,000カ所と多いので、委託業者と調整の上、8月中旬に届くように発送したい。

### 直前にしかわからない。対応が遅すぎる(意見)

【さいとう議員】今年10月1日から一定の方が医療費2割負担となることは、すでに1月には公布されています。

にもかかわらず、医療機関、高齢者施設へのポスターの掲示などの目立つ広報は直前の8月中旬以降しか行われず、ましてや、2割負担となる当事者である被保険者は9月にはいって新たな保険証が手元に届いてから、知ることになります。市町の発送のタイミングで違いがあると聞きますが、実際、該当する被保険者には1か月を切ってしか知らされない、ということになります。これでは、あまりに遅すぎ、被保険者を混乱させる対応と言わざるを得ないと指摘して終わります。

## 一般会計補正予算に関する反対討論(2022年7月19日)

### 高齢者に大きな負担を強いるうえ、被保険者や医療機関に丁寧な周知・広報とならない補正予算案は認められません

さいとう愛子議員



【さいとう議員】この議案は、今年10月から始まる窓口負担の見直しに向け、周知広報のための送付費用の予算措置の専決処分に対する承認案件です。

### 負担割合を変える大改悪

後期高齢者医療保険の制度は、2008年4月1日か

ら始まりましたが、今回、15年目にして初めて、負担割合を変えるという大きな制度改正となります。



## 丁寧な周知・広報が行われていない

全国広域連合協議会は、今年6月1日の厚生労働大臣への要望書の第1項目目に「窓口負担割合の見直しに関しては、被保険者や医療機関に十分配慮する必要があることから、国による丁寧な説明及び周知・広報を行うこと」との要望を行っています。しかし、丁寧な周知・広報が行われているとは思えません。

## 厚労省の都合で、十分な配慮もなく丁寧な説明も周知・広報もなく進められている

去年8月の定例会においてリーフレット等を送付する費用などの増額補正の議決がされていたにもかかわらず、厚生労働省の方針が変更され、リーフレット等の送付は行わず、減額補正が行われまし被保険者た。

厚生労働省作成のポスター等の送付については、説明があったように、当初予算へ計上できず、その後、6月になって、厚生労働省から指示があり、今回の専決処分議案となりました。

厚労省の都合で、被保険者や医療機関に十分な配慮もせず、丁寧な説明も、周知・広報もなく、専決処分が進められているのではないですか。

## 1カ月前にしか負担増がわからない

愛知県では、約102万人のうち、23万から24万人が2割負担の対象となると聞きました。被保険者のうち、現役並所得以外の方は約91パーセントとこのことですので、1割負担の方のうち、だいたい4人に1人強の方が2割負担の対象となることとなります。実施前、1カ月ほどしか周知の期間がない中で、高齢の方が、10月からの新しい保険証を持ってお医者さんに行き、窓口で2倍の支払いを求められたら、多くの方が驚かれるのではないのでしょうか。医療機関からは「物価高、年金減、コロナの心配に加えて、さらに医者にかかりにくくなり、窓口が大混乱します。」との声を聞きました。

## 今まで以上の負担を強いることには反対

高齢者に今まで以上の負担を強いるうえに、被保険者や医療機関に対し、丁寧な周知・広報とならない、この承認第2号の議案は認められません。

以上の理由で、反対を表明し、討論を終わります。

## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

### 【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
→ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、下記の(1)~(3)の全てに該当する方  
→ **保険料の一部を減額**

### 世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに本年の収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 令和4年に減少が見込まれる収入にかかる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

【保険料の減免額】は、減免対象の保険料額(A×B/C)に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。

### 減免対象の保険料額(A×B/C)

- A: 減免の対象となる方の令和4年度保険料額  
B: 世帯の主たる生計維持者の収入のうち、令和4年に減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額  
C: 世帯の令和3年の所得の合計額<sup>(※1)</sup>  
(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の所得の合計額

### 所得の合計額に応じた減免割合(D)

- 主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額が  
300万円以下の場合: 全部(10分の10)  
400万円以下の場合: 10分の8  
550万円以下の場合: 10分の6  
750万円以下の場合: 10分の4  
1,000万円以下の場合: 10分の2  
※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部(10分の10)を免除。

## ご自身が減免の対象になるかについては、お住まいの市区町村にお問合わせください。

- 対象となる保険料は、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合には、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する保険料です。ただし、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する保険料についても対象となります。
- 申請した内容が事実と異なることが判明した場合は、減免額の変更または減免の取り消しを行う事があります。

### 減免額の計算例

[75歳以上の夫婦2人世帯で、夫(世帯の主たる生計維持者)の給与収入が10分の3以上減少する見込みの場合]

#### 【令和3年の所得】

夫	給与所得	90万円(給与収入155万円に相当)	主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得の合計額(B)	= 90万円
	年金所得	80万円(年金収入150万円に相当)	主たる生計維持者の所得の合計額	= 170,900円
	令和4年度保険料額(A)	170,900円	減免割合(D)	全部(10分の10)
妻	給与所得	なし		
	年金所得	10万円(年金収入120万円に相当)		
	令和3年度保険料額(A)	49,300円		
	世帯の所得の合計額(C)	180万円		

#### 【保険料の減免額】

(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額	減免後保険料額
夫の保険料について	170,900円	(90万円/180万円) × 10分の10 =		85,500円	夫 85,400円
妻の保険料について	49,300円	(90万円/180万円) × 10分の10 =		24,700円	妻 24,600円

## 新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金のご案内

新型コロナウイルス感染症に感染した(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含みます)ことによる療養のため、事業主から給与等の全部または一部を受けられなくなった方に、傷病手当金を支給します(新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて適用期間が終了する場合がございます。)

### ●支給額

1日当たりの支給額 × 支給対象日数

### ●1日当たりの支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入(賞与を除く)の合計額) ÷ (就労日数) × 3分の2

### ●支給対象日数

療養のため勤務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。ただし、勤務に服することができなくなった日から起算して3日間は対象外となります。

詳しくはお住まいの市区町村窓口までお問合わせください。

### ●お問い合わせ先

あいち後期高齢者医療コールセンター 0570-011-558

開設期間 令和4年7月11日から12月28日まで 午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日も開設)